

民営化基本方針の骨子

平成16年8月6日
経済財政諮問会議

1. 郵政公社の民営化に当たっては、以下の3つの視点を重視する。
 - ・ 経営の自由度の拡大
 - ・ 民間とのイコールフットィングの確保
 - ・ 事業毎の損益の明確化と事業間のリスク遮断の徹底
2. 2007年4月に郵政公社の民営化を行う。その後、移行期間を設け、遅くとも2017年には最終的な民営化の姿を実現することとするが、そこに至る具体的な工程については、更に検討して早急に結論を得る。
3. 最終的な民営化の姿は以下のとおり。
 - (1) 持ち株会社を設置するとともに、郵政公社が担う4つの機能をそれぞれ株式会社（窓口ネットワーク会社、郵便事業会社、郵便貯金会社及び郵便保険会社）として独立させることを基本に調整する。
 - (2) 窓口ネットワーク会社は、3事業の窓口業務、地方公共団体の公共サービス、民間金融機関の業務を受託する他、小売・サービス等地域と密着した幅広い事業分野への進出を可能にする。また、住民のアクセスが確保されるよう設置基準等を明確化し、過疎地の拠点を維持する。
 - (3) 郵便事業会社は、郵便事業、国内外の物流事業を行う。また、ユニバーサルサービス義務を課すこととし、その維持に必要な場合には優遇措置を講ずる。
 - (4) 郵便貯金会社・郵便保険会社は、民間企業と同様の法的枠組みに定められた業務を行うこととする。また、新規契約分から政府保証を廃止し、預金保険機構・生命保険契約者保護機構に加入する。なお、リスク遮断の観点から、金融市場の動向も見極めながら実質的な民有・民営を目指す。

- (5) 民営化前の政府保証が付いた郵便貯金・簡易保険については、何らかの形で公的な保有形態を考慮する必要があるが、その場合でも、管理・運営は新規契約分と一括して行うとともに、損益は持ち株会社に帰属させる。
 - (6) 地域の実情に合ったサービス提供を可能とするため、窓口ネットワーク会社を地域分割するか否かについて、更に検討して早急に結論を得る。他の新会社を地域分割するか否かについては、新会社の経営陣の判断に委ねることとする。
4. 2007年4月の民営化の時点での組織の姿については、最終的な民営化の姿を前提に、更に検討して早急に結論を得る。
 5. ユニバーサルサービスをどのような形態でどこまで義務づけるかについては、更に検討して早急に結論を得る。
 6. 民営化とともに、郵政公社の職員は、国家公務員の身分を離れ新会社の職員となるが、人材の確保や勤労意欲・経営努力を促進する措置の導入等、待遇のあり方について更に検討して早急に結論を得る。
 7. 新会社は、移行期間の当初から、原則として納税等民間企業と同様の義務を負うが、同時に新会社の経営の自由度も民間同様となるよう拡大していく。
 8. 2007年4月の民営化までの時期は準備期間と位置づける。民営化に向けた準備が迅速・円滑に進むよう、同期間において、郵政公社は勘定区分、子会社への出資、物流等の業務の拡大等に取り組み、政府としても必要な取り組みを迅速に進める。
 9. 民営化の基本方針を取りまとめた後、民営化に向けた詳細な制度設計及びその後の円滑な準備作業に取り組む。
 10. 民営化後3年毎に民営化の進捗状況や経営形態のあり方を見直すための委員会を設置する。